

令和3年5月会議  
第11回綾瀬市農業委員会総会議事録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年5月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

議席番号5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第16号 法第3条の規定による許可申請事案  
議案第17号 法第5条の規定による許可申請事案  
議案第18号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案  
議案第20号 綾瀬農業振興地域整備計画変更の意見聴取について  
報告第5号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

## 8時59分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。本日は総会後に農地パトロールを予定していきまして、早朝より皆様においでいただきましてありがとうございます。

ただ今より第11回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、10番 栗原委員、11番 橘川委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（高田主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております4月27日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

5月27日 農用地域クリーンキャンペーン活動、綾瀬市内におきまして、委員14名が出席される予定でございます。6月18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。同日 第12回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第12回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 2,375㎡、法第5条許可申請1件 688㎡、買受適格証明8件 208㎡、農用地利用集積計画決定6件 10,018㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明3件 14,964㎡、法第3条届出2件 1,949㎡、法第5条届出4件 2,790.32㎡、法第18条通知等2件 3,037㎡、合計27件 36,029.32㎡でございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、

総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番でございます。申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計2,375㎡でございます。■■■■■■■■■■につきましては譲受人が利用集積で耕作を行っておりましたが、ここで隣接農地■■■■■■■■■■と併せて売買の合意が得られたことから、農業経営の拡大を図りたいとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、■■■■■■■■■■が市街化調整区域・農用地外、■■■■■■■■■■が市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、綾瀬市におきまして利用集積による畑11,344㎡、大和市におきまして利用集積による畑1,718㎡、熊本県八代市におきまして自作の畑3,164㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、トラクター2台等を保有しており、農業従事者は、法人代表者及び従業員2名の計3名、従事日数は300日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番（山崎 弘子君）本件につきまして、5月17日月曜日、第2班山崎のほか本日ご欠席ですけれども見上委員、多田委員、高橋推進委員、事務局3名、合計7名で現地調査を行いました。なお、本件の審議案件につきましては、同日、同メンバーで調査を行いましたのでご報告申し上げます。整理番号6番、■■■■■■■■■■につきましては、オクラ、モロヘイヤが露地で、つるむらさき、モロヘイヤがトンネルで作付けておりました。■■■■■■■■■■は木を伐採し開墾し、農地拡大の整地中ではございました。整地の後は順次作付けを行う予定でございます。第2班といたしましては、農業経営拡大の趣旨に沿っており、問題なく許可妥当と判断いたしました。ご審議よろしくようお願い申し上げます。



できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）、5月17日月曜日、現地調査をいたしましたのでご報告申し上げます。当日の出席委員は見上委員、山崎委員、多田、高橋推進委員、それと事務局3名で、市内を巡回してまいりました。整理番号3番の土地につきましては、変形地で全体としまして、手前のほうは若干草、途中に玉葱等の作物が栽培されておりまして、全体的に若干草状態であるかと思うんですが、隣地も案内図の右側、川に沿った所は既に資材置場となっております。代替でやむを得ない状況なので資材置場が必要だと思われまして、資材置場として転用されるのは私としては妥当と思われまして、よろしくご審議お願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外5筆、地積合計688㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX君）私、XXXXXXXXXXと申します。よろしく申し上げます。

まず、1 転用を行う理由と、この地を選定した理由についてですが、私共、早川中央土地区画整理の場所に30年来ずっと置場をお借りして、転用して使用させていただいたんです。

が、9月でそこに建物が建つと言うことで、撤去して欲しいと地主さんから言われ、それに伴い代替地を探していました。私の会社は土木業で綾瀬市に大変お世話になっておりまして、いろいろ工事をさせていただいてその置場に資材等置かしていただいたんですが、代替地を探していたんですが、綾瀬市でなかなか無くていろんな方をお願いしたんですが、地元■■■の知人の方が今回申請した場所を紹介していただいて、近隣に住宅があまり無いと言うことと、人の出入りがそれほど無いと言うことで、この場を選定させていただきました。

2 土地利用計画といたしましては、土地に碎石を敷き流して周りを囲って資材置場にします。施設概要としては、688㎡の資材置場となっています。

3 転用計画と周辺への防除対策等について、出入口に関しましてはなるべく中の碎石を引っ張らない様に養生して、道路周辺には出さないような対策、また近隣等に囲いをします。埃等が行かないような対策をしていきたいと思っています。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、7月末から8月頭にかけて工事を考えています。工事期間中は車の出入りがありますので、十分安全を図って、必要であればガードマンを立てながら対策をしていきたいと思っています。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣が地主さんの畑がありますが、学校のグラウンドの端になりますので、その辺は注意して周知をしながらやっていきたいと思っています。

6 施設の管理計画に対しましては、防犯施設を考えたり門扉等付けて管理していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）5月16日譲渡人と面会し現地確認を行いました。7ページに示してある当該地の下の部分は、                    との間の道路に面しております。右側は他の会社の資材置場となっております。上の部分の奥には農地が2か所あります。左側の部分は奥の農地に行く通路で官地になっており、隣接地に農地はありません。現地は一部玉葱が植わっており、大部分は雑草が生えております。昨年12月に資材置場の話がありましたので、作付けを控えていたとのことでした。こうしたことから、許可することに支障がないと判断します。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第18号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号33番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第18号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号33番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は45,951.72㎡、申請地は、                      
                    外1筆、地目畑、地積合計3,705㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成24年、通算4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。使用貸人は100日農業従事をしておりますが、所有する農地の8割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の45,951.72㎡は、自作の田4,114㎡、畑13,814.72㎡、利用集積による畑28,023㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。

農機具は、耕運機 2 台、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計 3 名、従事日数は 350 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）現地は■■■■の北側の土地ですが、2 筆の上半分北側ですが、合わせて約二反は部会出荷のトウモロコシが整然と栽培されておりました。南側半分はトラクターで整然と整地されておりました。東側の三分の二近くは投目で何か良くわからなかったですが作物が栽培されておりました。この方は利用集積で大変な面積をこなしている方なのですが、部会等で大変熱心にやられている方で、利用集積の許可は何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）推進委員として発言させていただきます。5 月 17 日 2 班の一員として現地調査を行いました。本日の農用地利用集積計画決定事案につきまして、同日に行いましたのでよろしくお願いいたします。整理番号 33 番、現地は■■■■の北側の畑でございますが、北側にトウモロコシ、南側は耕運状態と少しマルチを敷いてあった所がございますが畑として利用しておりました。南側の小学校の近くは日陰になると言うことでトウモロコシは作付けしないと言うことでございますが、他の作物をやるということです。農地として維持管理されていると確認できました。本人も熱心に農業をやっておられますので、農用地利用集積計画決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 33 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 34 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 34 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は 24,724.46 m<sup>2</sup>、申請地は、XXXXXXXXXX 外 2 筆、地目畑、地積合計 2,081 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、貸貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、通算 3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の 24,724.46 m<sup>2</sup>は、自作の田 2,191 m<sup>2</sup>、畑 10,546.46 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 11,987 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の南東側隣地を約 50 a、北西側隣地を約 10 a 利用集積で借り受けており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン、防除機を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 34 番の農地についてご報告いたします。現地は農地 3 筆ともに非常にきれいな耕運状態でありまして、農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと思います。以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 34 番、現地は耕運状態でございます。農地として維持管理されておりました。賃借人は園芸協会に加入し熱心に農業をやられています。農

農用地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 34 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 35 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 35 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 17,370 m<sup>2</sup>、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 991 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、通算 3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 17,370 m<sup>2</sup>は、自作の畑 12,719 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 4,651 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 35 番の農地についてご報告申し上げます。現地は、非常に良好な耕運状態でありまして、これからも意欲的に農業生産に励んでいただけることを期待いたしまして、農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと思っております。皆様のご審議よ

ろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号35番、只今2班の代表の方から言われた通り、現地は耕運状態でした。農地として維持管理されておりました。借人の方は園芸協会に加入し熱心に農業をやられています。農用地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいた

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号35番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号36番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号36番でございます。申請人である賃貸人及び借人は記載のとおりです。借人の耕作面積は10,948㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、通算3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。賃貸人は250日農業従事しておりますが、所有する農地の5割を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、耕作面積の10,948㎡は、自作の田746㎡、畑9,211㎡、利用集積による畑991㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン、防除機2台等を保有しており

ます。農業従事者は、本人及び妻の2名、従事日数は330日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号36番の農地についてご報告申し上げます。現地は、一反の中にキャベツ、ネギ、ブロッコリー、枝豆といった種類の作物が作付けされており、常に畑は、細かい作付けなんですけど高度に利用され完璧な状態で管理されておりました。よって農用地利用集積計画決定で更に3年間の利用を許可することに何ら問題ないと思えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号36番、2班の代表の方から言われた通り、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、枝豆等作付けされ農地として維持管理されておりました。農用地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号36番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（高田主査）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は13,679㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積1,437

㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、通算3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の13,679㎡は、自作の畑3,270㎡、利用集積による畑10,409㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、トラクター2、防除機を保有しております。農業従事者は、法人代表者及び子夫婦の計3名、従事日数は360日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号37番についてご報告申し上げます。現地は、家側の三分の一位がジャガイモが作付けされ元気に育っていました。残りの三分の二の面積はトラクターできれいに耕運されておりました。引き続き農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号37番について2班の代表の方から言われた通り、三分の一位ジャガイモが作付けされておりました。残りはきれいに耕運されておりました。農地として適切に維持管理されていると思われまます。農用地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 6,935 m<sup>2</sup>、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 813 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、また居住地から離れており管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 6,935 m<sup>2</sup>は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 161 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 38 番についてご報告申し上げます。現地は、トラクターがかけられている状態ではあるんですが、若干の草が見えました。後 1 回か、2 回までは必要ないと思いますので、1 回丁寧に耕運すれば十分農地として対応できます。あっちこっち大変な状態で、やっとトラクターをかけたのかなと、私自分のことを考えながら見ていたんですけど。意欲は十分伺えますので、農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 38 番について、只今 2 班の代表の方から言われた通り、草刈り後の状態でありました。私も、後 1~2 回耕運すれば畑として利用可能と判断し

ました。新規であります。使用借人の方も経営規模拡大を目指して、また熱心に取り組んでおられますので、農用地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。議案第 19 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畑、地積 1,503 m<sup>2</sup>でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成 30 年 4 月 25 日から令和 3 年 5 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 11 年 8 月 28 日で、今回が 7 回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクターの農機具を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 365 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 7 番についてご報告申し上げます。現地は家に囲まれた農地で、やりにくいかなと見たんですが、なかなかの状態で維持されておりまして、畑の中は未収穫物、ブロッコリーの花が咲いたかなとかキャベツの物とか、そういった物はございますが、全体としまして農地として十分に維持管理されていると判断しましたので、引

引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行に何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願ひます。 9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）本件につきまして、現地確認を行いました。現地は、只今2班の代表の方報告がありました通り、野菜が作付けされておりまして、作付け準備の耕運をされておりました。農地として適正に管理されておりました。地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行に何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願ひいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は願ひ出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

○事務局（高田主査）総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外12筆、地目畑及び田、現況畑、地積合計6,533㎡でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年5月25日から令和3年5月25日まででございます。相続開始年月日は、平成14年8月8日で、今回が6回目の証明願ひでございます。申請地のうち■■■■から■■■■及び■■■■は市街化区域でございまして、平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願ひます。申請人は、耕運機、トラクターの農機具を保有しており、

農業従事者は、本人及び妻の2名、従事日数は280日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号8番についてご報告申し上げます。案内図面の右側中位にまとまった農地、並びにほぼ真ん中の一番上の農地、市街化である農地につきましては、植木がしっかりと植栽されており農地として利用されている事に何ら問題ないかと把握いたしました。図面左下の新幹線のそばの農地については、農地のほぼ真ん中に植木がありまして、植木を囲むようにトラクターがかけられておりまして、非常にきれいな状態であったと思いますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、証明の発行に何ら問題ないかと考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）地元委員として発言いたします。本件につきまして5月21日に現地確認を行いました。申請人に事案にかかる所の現状と、今後の農地利用並びに管理状況等の農業経営について聴取してまいりました。申請地は事務局、第2班の代表多田委員さんから報告がありました通りであります。[REDACTED]ほか5筆は高さ40cmから2m越えの植木が植栽されています。申請者の話によりますと、主な種類はシルバープリペット、赤い花を付けるトキワマンサク、針葉樹のレイランドが植栽されています。ほかにナス、キュウリ、ジャガイモが作付けされ、それ以外は耕運されており、きれいにしっかりと管理されている状態にあります。[REDACTED]ほか4筆は同種類の植木が植栽されており、[REDACTED]は耕運状態でありました。いずれにしても農地として管理されている状態でありました。今後の農業経営について申請人は、現状の維持管理を踏襲し継続していきたいと話しておられました。申請人は、生産支部や元農業委員としての経験をお持ちの方でありますので、農地にかかる農業経営については十分認識され、熟知をされておりますので、地元委員としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、**■番 ■■■■■**委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（**■番 ■■■■■**委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、**■番 ■■■■■**委員が退席されました。現在の委員数は12名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は**■■■■■**外7筆、地目畑、地積合計6,928㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年4月25日から令和3年5月25日まででございます。相続開始年月日は、平成17年9月9日で、今回が5回目の証明願いでございます。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。申請人は、トラクター等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は150日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号9番についてご報告申し上げます。案内図左下、点滅信号のそばにあります一反の土地については、ぐるりと防風林的な樹木が植栽されておりましてその中にゆずが栽培されておりました。これはたぶんそうか病を回避するための防風林だと判断いたしました。案内図右上にあります農地につきましては、**■■■■■**はトマト、ナスが栽培されており、ほかの農地につきましては、極めてきれいな耕運状態でした。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件につきましては、地域の担当委員である■■■■委員が退席されているため、同地域の委員である■■■■委員に事前に現地確認等をお願いしました。それでは補足する事項がありましたらご発言願います。 ■■■番  
■■■委員

○■■番（■■■■君）本件について私のほうから発言させていただきます。5月18日午前中に事務局を伴いまして、現地確認を行ってまいりました。内容につきましては第2班の代表の方から報告があった通りでございまして、これに対して、特に付け加える内容はございません。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

（■■番 ■■■■■委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、■■番 ■■■■■委員が着席されました。現在の委員数は、13名です。

次に、議案第20号、綾瀬農業振興地域整備計画変更の意見聴取についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。議案第20号、綾瀬農業振興地域整備計画変更の意見聴取についてでございます。

変更理由は、農業振興地域内早川中央地区の市街化編入に伴う面積及び区域の変更でございます。変更内容につきましては、別紙「綾瀬市農業振興地域整備計画書変更（案）」をご覧くださいたいと存じます。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見の求めがあったものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、綾瀬市農業振興課の職員に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください

ます。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今より、依頼がありました綾瀬農業振興地域整備計画変更の意見聴取について審議をいたすところです。

それでは、この件につきましてご説明をお願いいたします。また、説明が終わりました後に、委員から質問がありましたら、これにお答え願います。以上、よろしくをお願いいたします。

○農業振興課(平野総括副主幹) 農業振興課の平野でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。それでは、「綾瀬農業振興地域整備計画書変更(案)」につきまして、資料により説明をさせていただきます。本日は、変更の概要と今後のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。それでは、お手元の資料をご覧ください。「1 変更理由」でございますが、前回、4月27日の農業委員会協議会におきまして、都市計画課よりご説明申し上げました、早川中央地区の市街化編入に伴いまして、農業振興地域の面積及び区域が変更になるものでございます。次に、「2 対象面積」でございますが、5.75haの農業振興地域が減少するものでございます。次に、「3 対象区域」でございます。市役所の北西、早川城山住宅地と早川工業団地に挟まれた斜線でお示した箇所が、対象区域でございます。最後に、「4 今後のスケジュール」でございます。6月に整備計画書変更(案)に係る公告、縦覧を実施し、7月に異議申出期間を設けます。その後、10月に市街化区域編入に係る告示と同時に、当該整備計画書変更に伴います公告を行いまして、縦覧を実施する予定でございます。以上をもちまして、ご説明を終了いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。参考人の説明が終わりました。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）議案として意見聴取についてと言うことで、意見というのはどういう内容になるのか。

○事務局（高田主査）農業振興地域の整備に関する法律の中で、農業振興地域に関する変更を行う際、軽微な変更につきましては農業委員会等の諮問は必要としませんが、重要な変更につきましては、変更する際に農業委員会に意見を求めるという規定になってございます。今回の農業振興地域の区域及び面積の変更は、重要変更になっておりますので、変更することについて農業委員会に意見を求めることになっております。従いまして、所管する農業振興課から意見の照会があったものでございますが、意見の内容としましては、具体的な定めがある訳ではなく、変更することについて農業委員会の方で何か意見があれば伺うことになっております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）それは分かるんですけど。議案として決定するわけですね。決定内容の意見としてはどういう内容の意見として、農業委員会として持つのか分からないので。意見求めます、変更内容変更理由しか書いてないんですけど、そうしたら委員会としてどういう意見を求められたら返すのか、そこを聞きたいんですが。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○次長（早川次長）先月都市計画課から説明がありました、市街化区域への編入でございます。その時に推進委員さんからお話がありました農地への日照配分ですとか、そういった観点から頂いたところでございます。これにつきましては都市計画課に既に伝達はございまして、今後の会議等において視野に入れながら、進めていくと言うところでございます。その他は農業委員さんからご意見を頂くとすれば、転用の状況を鑑みまして、区域5.75haのうち農地面積が3.15ha減少することにつきまして、減少の程度が多いのか少ないのか、そういうような観点から意見を頂く事もあろうかと想定してございます。併せまして農業協同組合の同様の意見を求めているところでございまして、それを勘案してそれぞれの意見、有り無しと言うところを私どもで受け止めさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）よろしいですか。11 番 橘川委員

○11 番（橘川 利一君）議案として出ているんですから、変更内容、変更理由、事前に調整して農業委員会としてこんな答えとしてもっていきたいという皆に諮るのもある。諮る内容が、今、皆さんに意見を聞いて集約するのか、その辺を、意見無しだったら、その通りでやるんだったら、お答えする意見を返す、その辺を。議案として成立しないのかなという感じがするんですが。

○議長（古塩 貞夫君）内容については先月協議会の席で提案ありましたよね。

○11 番（橘川 利一君）そうそう。多分意見は無くてそのままオッケーになると思うんですけど。議案として意見聴取という項目が入っていないと、議案として成立するのかどうかそこが疑問なので、そこをお答え願いたいと思ひまして。

○議長（古塩 貞夫君）内容につきまして整備計画変更案と言うことで。

○11 番（橘川 利一君）内容はいいんです。議案の書式がどうなの。その辺がちょっと。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○次長（早川次長）昨年農業振興地域整備計画の変更をさせていただきましたが、農業委員会さんからは意見無しと言うことで、いただいているところでございます。今回皆様方から特段意見等のご発言がもしなければ、前回同様の対応もあり得るのかなと思ひます。以上です。

○11 番（橘川 利一君）後で事務局に聞きます。このまま続けてください。別に反対しているわけではないので。

○議長（古塩 貞夫君）意見が有るか無いかの回答になると思ひます。この件について他に意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬農業振興地域整備計画変更の意見聴取について、変更に興議がない旨、答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は市長に対し興議がない旨、答申することといたします。

次に、報告第 5 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願ひます。

○事務局長（岩見事務局長） それでは、議案書の 28 ページをご覧ください。専決処分等について 1 の「転用届出に係る事務処理」でございます。

本件につきまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 4 件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分等をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

内容につきましては、のちほど次長から説明いたします。

次に 29、30 ページをご覧ください。2 の「農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格証明願」でございます。本件につきまして、8 件の証明願がありましたので、法第 5 条の規定に準じて審査いたしまして、適格であると判断し、証明書を交付いたしましたのでご報告いたします。なお、詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

次に 31 ページをご覧ください。3 の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。本件につきまして、整理番号 1 番及び 2 番の 2 件の届け出がありましたのでご報告いたします。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に 32、33 ページをご覧ください。4 の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」でございます。整理番号 7 番及び 8 番の 2 件でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に 34 ページをご覧ください。5 の「農用地利用状況報告」でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」の規定に基づき、農地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後 3 年間その農地の利用状況を 1 年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、1 名の新規就農者から提出されております。

○次長（早川次長） 恐れ入りますが、議案書の 28 ページをご覧ください。

1 の「転用届出に係る事務処理」農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出、整理番号 11 番から 14 番の 4 件でございます。転用の内容は、すべて住宅敷地で、地積合計 2,790.32 m<sup>2</sup>でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に 29、30 ページをご覧ください。2 の「農地法第 5 条第 1 項 目的の買受適格証明願」でございます。整理番号 8 番から 15 番の 8 件で、申請人、届出地及び地積は、記載のとおり

りでございます。届出地は、すべて市街化区域でありまして、内容は整理番号8番から12番及び14、15番が工場敷地、整理番号13番が倉庫、地積合計208㎡でございます。申請人から提出されました証明願いの内容を、市街化区域内にある農地を転用目的で取得する場合の法第5条第1項第7号の規定に準じて受理いたしまして、証明書を交付したものであります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。第1地区 高橋推進委員

○第1地区(高橋 重雄君) 32、33ページについて質問させていただきます。農地法第18条第6項の規定による通知、促進法によって解除の合意ですが、理由をお聞かせください。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(高田主査) 32、33ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知、整理番号7番でございます。こちらは借受人が、昨年代表者がお亡くなりになりまして、代表者が変わられてございます。その関係で耕作人の変更がございまして、今農地の整理を行っている状態で、この先利用しない畑を順次整理をして、お返しをされている状態です。若干の経営の縮小を図っている状況です。整理番号8番につきましては、今回農地法の3条の許可申請がございまして、正式に売買をすることになりましたので、利用権設定を解除する申出がございました。以上です。

○第1地区(高橋 重雄君) 33ページの方は借主がということですか。

○事務局(高田主査) 整理番号8番につきましては、双方で合意がありまして提出がございました。

○第1地区(高橋 重雄君) 理由はそうでしょうけど、理由が借主の方にやってないと言うことで解除されたのと、同じ合意でも7番の方は[ ]が亡くなれば奥さんがやられ、規模縮小というのは分かるんですが、[ ]さんも[ ]さんも解除なんです、それは分かるんですが、解除した時の説明の中で、借りている方に問題があった場合は、この次からの利用計画に対してやり辛くなってくると思うんで、その辺を求めただけなんです。今回は売買に変わったから変えたと言うことでよろしいんですね。

○事務局(高田主査) はい。

○第1地区(高橋 重雄君) すいません。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第5号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第11回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時31分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

橋川 利一 

綾瀬市農業委員会委員

栗原 良晴 

